



# 筑紫女学園大学リポジット

## 2. Le Citoyen et l'Homme(II) : D'apres le rapport entre Du Contrat Social et Emile

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浅田, 淳一, ASADA, Jun-ichi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/694">https://chikushi-u.repo.nii.ac.jp/records/694</a>

## 市民と人間について(II)

—『社会契約論』と『エミール』の関係に即して—

※前号「市民と人間について(I)」に続く

浅田 淳 一

Le Citoyen et l'Homme (II)

—D'après le rapport entre *Du Contrat Social* et *Emile*—

Jun-ichi ASADA

### 第四章

#### 『社会契約論』の外側からの、この著作の位置づけ

『人間不平等起源論』は、ほぼ同時に書かれた『エミール』と『社会契約論』とは異なり、それらのずっと以前に書かれた点で、結びつきが薄いと思われるかも知れないが、ルソーは、マスゼルブ氏への四通の手紙の中で、少なくとも、『学問芸術論』・『人間不平等起源論』・『エミール』の三つの著作が決して切り離しえない一体となすものであることを明言している<sup>(34)</sup>。

このことから、ルソーはこの段階で将来の著作を視野に収めていたと考えていいだろう。その『人間不平等起源論』序文では、次の様に書かれている。

「だから、あらゆる学問上の本は皆、我々に人間を出来上がった姿で見せるから捨ててしまい、人間の魂の最初の最も単純な動きを考察するとき、理性に先立つ二つの原理が認められるように思われる。一つは我々の安楽と自己保存に対して強い関心を抱かせ、もう一つは、感情を持ったあらゆる存在、主に我々の同類が死んだり苦しんだりするのを見ることに対して自然な嫌悪感を掻き立てるのである。我々の精神は、この二つの原理を協力させたり組み合わせたりすることによって、自然法のあらゆる規則が生じさせられるように私には思わ

れ、社交性 (sociabilité) の原理を導入する必然性はない。後にこの規則は、理性が次々に発展して自然を押し殺すにいたったときに、別の基礎の上に確立せざるを得ないのである。」<sup>(35)</sup>

また、『エミール』には、よく引用される次の記述が見られる。

「この考察は重要であって、社会制度のあらゆる矛盾を解明するのに役立つ。二種類の依存が存在する。自然に由来する事物への依存と、社会に由来する人間への依存である。事物への依存は、なんら道德性を有せず、自由をそこなわず、悪を生み出さない。人間への依存は、無秩序なものであり、あらゆる悪を生み出し、これによって支配者と奴隷とは互いに他を墮落させる。社会に於いてこの悪を治療するなんらかの方法があるとすれば、それは、人間の代わりに法を置き、一般意志に、あらゆる特殊意志の作用を越える現実の力を与えることである。諸国民の法が自然法と同じように、どんな人間の力も打ち勝ちえない強固さを持つことが出来れば、人間への依存は再び事物への依存となる。こうして共和国の内に、自然状態のあらゆる利益と社会状態のそれとを結合し、人間を悪から免れさせる自由に、人間を徳へと高める道德性を結びつけることになる。」<sup>(36)</sup>

ここから分かるのは、『社会契約論』に課された課題が、「人間への依存」を解消することによって、人間に「独立」と「自由」を回復すること、更には、人間に固有な能力である意志の発現としての徳の獲得にあった、ということである。

また、『社会契約論』の次の文章は、正に『エミール』のこの箇所に対応したものだと言うこと出来るだろう。

『社会契約論』第一篇第八章「市民状態について」

「人間を真に自らの主人たらしめているもの、すなわち道德的 (精神的) 自由を、市民状態に於いて獲得するものの中につけくわえることができよう。何故なら、欲望だけに駆り立てられるのは奴隷状態であり、自ら課した法に従うことが自由だからである。」<sup>(37)</sup>

そして、このことは『社会契約論』冒頭の有名な惹句「人間は自由なもの」と

して生まれた、しかも至るところで鉄鎖に繋がれている」<sup>(38)</sup>という言葉に直接つながる。鉄鎖とは、まさに「人への依存」以外の何ものでもないからである。

それでは、ルソーは『社会契約論』では、これら二つの著作によって『社会契約論』に課された課題、即ち「人への依存」の解消による自由と独立の再獲得と、人間固有の力である意志による徳の実現という課題をどの様に果たそうとしているのだろうか？

つぎに、そのことを、「主権の限界」というルソーの考えと、彼の言う「市民的自由 (la liberté civile)」の意味についての分析を通じて解明してみよう。

## 第五章

### 「主権の限界」と「市民的自由」について

ルソーは、従来その全体主義的志向の為に度々批判されてきた。しかし、彼は『社会契約論』の中で、その至上権としての人民が持つ主権にさえも限界を設けていたことは余り注目されてこなかったのではないだろうか？

ルソーによれば、社会契約の最も重要な目的の一つは、所有権の確立と、法のもとでの平等の確保であり、そしてこの平等の確保は、ルソーの最終目標である「自由」の確保の為に不可欠のものとされたのである<sup>(39)</sup>。

何故、ここで所有権の確保が問題となるのか。当然、その背景には、ホブズ的な「万人の万人に対する闘い」があったろう。つまり、「自分の所有物を他者によって犯されない為に、他者の所有物を奪う権利を放棄することを約束することが必要となった」という社会的要求が視野に収められていたのは確かである。しかし、もっと重要な問題は、「人間への依存」から解放されることだったので無いただろうか。つまり、そうした依存から解放されるには、社会の中での相対的独立を確保しなければならず、その為には、みずからの労働の正当な成果を法的に補償される必要があったのである。

こうした主張は、『エミール』で強調されていた職業訓練の重要性と重ね合わせて解釈されるべきだろう。

「社会の外にあって孤立して生きている人間は、誰に対してもなんら負債を負っていないのだから、好きなように生活する権利を持つ。しかし、社会の内であれば、人間は、必然的に他の人々の犠牲によって生きているのだから、生活維持の代価を労働によって他の人々に返却すべきである。これには例外はない。だから、労働することは、社会的人間 (l'homme social) の欠くことの出来ない義務である。金持ちであろうと貧乏人であろうと、強者であろうと弱者であろうと、何の仕事もせず生きる市民は皆悪人だ。」<sup>(40)</sup>

「策謀もせず、訴訟に巻き込まれず、他人に依存せずに生きていける、何か正当で確実な手段があるとすれば、それは、私も認めるが、自分自身の土地を耕して自分の手の労働で暮らすことである。」<sup>(41)</sup>

ここから、読み取れるのは、ルソーが、『エミール』に於いても、『社会契約論』においても、ともに重視していたのは、法の制定による、人間の「人への依存」からの解放であったということである。つまり、法によって労働の正当な成果に対する所有権を確立することが、社会の中での相対的独立を保証することになるのである。そして、この様な相対的独立が可能にした自由こそ、ルソーの言う「市民的自由 (la liberté civile)」ということになるだろう。

ルソーは、自由に関して三つのカテゴリーを考えている。その三つとは、(a) 自然的自由(彼の欲望を誘い、しかも彼が手に入れることの出来る全てのものに対する無制限の自由) (b)市民的自由、そして、(c)道徳的自由の三者である。

この内の(b)市民的自由とは、恐らく、「人間への依存」が「事物の如き法への依存」へと解消された時に、法によって保証された所有権によって、自己の労働の正当な成果を享受しつつ、社会に於ける相対的独立を確保した「市民」が、「人間」として獲得し得る自由のことであろう。つまり、この自由こそが、鉄鎖に繋がれた人間の解放の意味なのである。

この自由(市民的自由)は、主権が制定する法が初めて実現する自由ではあるが、寧ろ、主権の限界を超えた自由であるとも言えるのではないか。ルソーは、『社会契約論』第二篇第四章「主権の限界について」の中で、主権者は、共同体にとって不必要な如何なる束縛をも臣民に課することは出来ないことを明

言しており、寧ろ、市民としての義務を果たすことが、人間としての権利を保証することを主張しているように思われるのである。実際ルソーは、そこで、「市民が臣民として果たすべき義務と、市民が人間として享受すべき権利とを明確に区別すること」の必要性をはっきりと述べているのである<sup>(42)</sup>。

ここではっきりと分かるのは、『エミール』の場合と同様、『社会契約論』に於いてもルソーが目指しているのは、二つの目標①（自分の為に生きること）と②（他者の為に生きること）との総合であったのではないかということである。

ルソーは、「権利の平等およびこれから生ずる正義の観念は、各人がまず自分自身を優先させるということから、従って人間の自然からでてくる」と言っているのであり、「この利益と正義の素晴らしい合致」が社会契約の成果である<sup>(43)</sup>と述べているのである。ここで利益とは①（自分の為に生きること）であり、正義とは②（他者の為に生きること）に他ならないのではないだろうか。

そして、自分の利益という原理から導出された正義の概念に従って、逆に自分の身体的・物理的諸欲求に打ち勝って、正義の為に生きること、それこそが徳の実現であり、三番目の自由、即ち、人間にのみ固有な自由としての(c)道徳的（精神的）自由なのである。

『エミール』では、この正義（すなわち善）と道徳的感情としての良心との関係について次のように述べられていた。

「善を知ることとは善を愛することではなく、人間は、善についての生得的な知識を持ってはいない。しかし、人間の理性が彼に善を知るようにさせるとすぐ、彼の良心は善を愛するように彼をしむける。この感情こそ生得的なのである。」<sup>(44)</sup>

こうした箇所を『社会契約論』の記述と比べてみると、『社会契約論』の課題の一つが、理性による正義や善の概念の獲得にあるということが言えそうな気がする。つまり、理性は、自分の利益という原理から、公共の利益そのものである正義の概念を導出することは出来るが、理性のみでは決してそれを愛させることは出来ないのである。そして、市民が正義を愛さない限り、国家は真の国家とは呼べないのである。ここから社交性の感情としての良心とそれを支え

る「市民宗教」が要請されることになるのである<sup>(45)</sup>。

## 第六章

### 道徳的（精神的）自由と自律への自由

そして、この『社会契約論』に於いても、常に強調されていた人間に固有な徳の実現、即ち二重の目的を統一するために、諸傾向性に逆らって意志を実効的にする行為の重要性は、エミールの人間としての完成にも欠くことの出来ないものとされていたのである。

ルソーは、『エミール』の第五篇で、「ところで、他の存在との身体的（物理的）関係（ses rapports physiques）によって、他の人間との道徳的（精神的）関係（ses rapports moraux）によって自分を考察した後で、彼に残されていることは、同胞市民（concitoyens）との市民的關係（ses rapports civils）によって自分を考察することである」<sup>(46)</sup>と述べ、ここで初めて市民となる為の教育をエミールに施そうとするのであるが、そこでの重要なポイントの一つが、この徳の実現という点なのである。

次の様な箇所を見てみよう。

「おお、エミールよ！ 自分の国に負うところが何ら無い善行の人が何処にいらっしゃいますか。それがどんな国であろうと、彼は、人間にとってもっとも貴重なもの、行為の道徳性と徳に対する愛とを国に負っているのだ。森の奥に生まれていたら、彼はずっと幸福に、ずっと自由に生きられたろうが、自分の性向のままに生きるのに何ものとも闘う必要がなからうから、彼は善良ではあっても何の値打ちもなかったろう。彼は徳のある人間ではなかったろう。しかし、今では、かれはその情念にも関わらず徳のある人間たりうるのである。秩序の外見を見るだけでも、彼は、秩序を知り、秩序を愛するようになる。公共の幸福は、他人には口実としてしか役に立たないが、彼のみには、現実の動機となる。彼は、自分と戦い、自分に勝ち、自分の利害を共通の利害の為に犠牲にすることを学ぶ。」<sup>(47)</sup>

そして、この徳の実現の重要性は、『エミール』の中核をなす「サヴォアの叙任司祭の信仰告白」にも取り上げられていたのである。

「私は自分に言う、人間の精神が自由で純粋なままでいるなら、それが打ち立てられているのを見、それをかき乱すことに何の関心も持ち得ない秩序を愛し、これに従うことに、何の功績があるというのか。彼は幸福であろう。それは真実だが、その幸福は最も崇高な段階には達せず、徳の栄光と、善人であるとの自己証明とは持ち得ないであろう。彼は、天使のごときものにすぎず、そして疑いもなく、有徳の人は天使以上のものである。死すべき身体に結びつけられているために、この身体の保存のための配慮が魂をかりたてて、全てを自分に 関係させて考える ようにし、一般的な秩序に反した利害を求めさせるのだが、しかも魂はこの一般的な秩序を見、かつ愛することができるのである。そうしなければこそ、魂の自由の正しい使用は功績であると同時に報奨となり、魂は、その地上の情念と戦い、その初志を貫くことによって、変わる事のない幸福を自らに準備することになるのである。」<sup>(48)</sup>

ここでは、徳の実現の重要性が強調されると同時に、そのことがまさに二つの目的<sup>(49)</sup>の統一の可能性と結びつけられているのである。つまり、二つの目的の齟齬こそが、人間に意志による徳の実現を迫るのであり、そして、この徳の実現によって初めて人間は自らの矛盾を超克することができるのである。

しかし、もう一度、最初の問題提示に戻ると、ルソーは、寧ろ、反自然的になるまでに凝り固まった、国家中心主義のイメージを「市民」という概念に結びつけているのは事実である。特に、自分の子供への愛情よりも、祖国を重視するスパルタの母の例は、ルソーの意図を「人間」と「市民」の統合に見る我々の解釈に突き刺さる鋭い刺である。

次に、この問題に対する我々の暫定的解釈を一応示しておこう。何故なら、この問題に何らかの答えを与えない限り、我々の解釈の妥当性を十分に主張することはできないからである。

## 第七章

### 「人間」と「市民」との連続性について

確かに、ルソーには、その最初の論文である『学問芸術論』以来、強固な祖国愛によって支配されたスパルタやアテネ、或いはローマといった古代国家に対する強い憧れが読み取れることは確かである。

しかし、そうしたイメージをそのまま『社会契約論』の国家像と重ね合わせることは、果たして妥当なことなのだろうか？『社会契約論』が想定しているのは、あくまで、職人や独立自営農民といった独立生産者層からなる近代的市民社会であり、そこでは、当然のことながら、先に述べた様<sup>(50)</sup>に「主権」には、限界が設けられ、「人間としての自然の権利」が保証されているのである。ここで、もう一度注意を喚起したいのは、『社会契約論』の最終章「市民宗教について」である。

そこで、ルソーは、採用すべき宗教の候補として、「人間の宗教」「市民の宗教」そして、両者の折衷としての「僧侶階級の宗教」を挙げている。そして、「僧侶階級の宗教」はその欺瞞性の故に最初から問題にされず<sup>(51)</sup>、「市民の宗教」は、その排他性、不寛容性の故に排除され<sup>(52)</sup>、また、最後に残された「人間の宗教」は、その彼岸性・精神性の故に、個人的・肉体的な利害を原理とする国家の性格に馴染まないものとして排除されるのである<sup>(53)</sup>。そして、「人間の宗教」(la religion de l'homme) の様に公共の利益という限界を超えてしまうことなく、また、「市民の宗教」(la religion du citoyen) の様に排他性・不寛容性を持たない「市民宗教」(la religion civile) がルソーの独創として提示されているのである<sup>(54)</sup>。

先の問題に対する一つの解釈、それは、ルソーが『エミール』の冒頭でイメージしている「市民」とは、ここで最初に歴史的國家として提示された排他的で不寛容な「市民の宗教」を奉じる人々ではないかというものである。

つまり、ルソーが『エミール』の冒頭で取り上げている「市民」のイメージ

は、ルソーが最終的に実現しようとしている「市民」のイメージとは重ならないということである。

『エミール』の冒頭では、ルソーは、「市民の教育」の典型をプラトンの『国家』に求めていた。確かに、ルソーはそうした国家像に常に変わらぬ賛嘆の念を抱いていたことは確かである。しかし、彼がそうした国家像を彼自身のシステムに於いて採用していたとは必ずしも言えないのではないだろうか？

正にそのプラトンの『国家』を批判した、次のような、ルソーの記述は、そうした解釈に対して一つの手掛かりを与えてくれる様に思われる。

「プラトンはその『国家』の中で、女性に男性と同じ訓練を課している。確かにその通りだと思う！ 個々の家族がそれぞれに教育することを止めさせてしまって、女性をどうしたらいいか分からなくなった彼は、女性を男性とせざるを得なくなったのだ。……私は、至る所で両性を同じ職務、同じ仕事につかせて混じり合わせ、もっとも耐え難い弊害を生まずにはおかない、あの社会的雑居制のことを言っているのだ。もっとも甘美な自然の感情によってのみ人為的感情は存続しうるというのに、自然的な感情を人為的感情の生贄にして破壊してしまうことを言っているのだ。……あたかも契約による絆を結ぶのに自然の手掛かりは必要ないかのようだ。身近な人々に対する愛が、国家に対して持つべき愛の原理でないかのようだ。家族という小さな祖国によってこそ、心が大きな祖国に愛着を持つようになるのではないかのようだ。善き息子、善き夫、善き父親こそ、善き市民をつくるのではないかのようだ。」<sup>(55)</sup>

この記述は、『エミール』冒頭のスパルタの母の記述と明らかに矛盾している。スパルタの母は、明らかに善き「市民」ではあるが、決して善き「母親」であるとは言えないからである。すると、やはりルソーはやはり、「市民の宗教」を排除したのと同じ理由で、国家の理想としてのスパルタをも排除したと言えるのではないだろうか？

この最後の考察は、あくまで一つの解釈であるに過ぎない。しかし、我々の問題の出発点である『エミール』冒頭の文章を、単なるレトリックとして片づけるのではなく、重大な問題として受け取り、しかも、これまで示してきた様

な解釈，すなわち，ルソーの意図を「人間」と「市民」の統合に見るという解釈を採用するなら，当然のことながら，何らかの解釈の可能性を示さざるを得ないのであり，ここでは，その試みとして一つの解釈を示しておきたかったのである。

ただ，上のプラトン批判の文章は，自然的人間と人為的市民との連続性を想起させるが，このことは，ルソーが，国家の形成を，人間の自然（本性）に基づけているということには繋がらない。ルソーは，明らかに，人間の本性としての社交性だけから国家の形成を説明しようとするディドロやグロチウスを批判し，国家の自然との断絶を強調している<sup>(56)</sup>。その理由は簡単である。何故なら，『社会契約論』の出発点は，ホッブスの想定するような戦争状態であるが，この状態はすでに，人間の諸悪徳の結果としての自然状態からの逸脱であって，こうした状態の中では，自然の声は殆ど無力であり，人々が耳を傾けるのは個人の特権利害に対してのみだからである<sup>(57)</sup>。つまり，「人への依存」を「法への依存」によって解消し，自然状態の独立と自由を，社会状態に於いて回復する為には，自然な独立の状態に於いてのみ働く自然的な社交性の感情に期待することは出来なかったのである。確かに，我々の結論が示す様に，社会契約論の国家は，人間の自然的感情としての良心と矛盾することは無いだろう。しかし，その感情を国家形成の原理の位置に置いてしまうのは，ルソーのシステムに於いては，明らかな論点摂取ということになるのである。従って，『社会契約論』に於いては，自然法や自然的感情を含めて，自然概念が働く余地はない。それ故に，『社会契約論』に於いては，むしろそうした概念は，意識して慎重に排除されているのである。

## 結語

我々は，ルソーのシステムの全体像，また，彼の世界観，人間観，国家観の全てに関わる重大な問題として，「人間」と「市民」の問題を位置づけ，その上で，今我々が考える限りでの妥当な解釈を示そうと試みてきた。

その結果、一つの重要な論点として①「自分の為に生きること」と②「他者の為に生きること」という相矛盾する二つの目的の統一という課題をルソーが追求し続けていたのではないかということが浮かび上がってきた。

そして、①「自分の為に生きる」ことを教える教育が「人間」をつくる教育であり、②「他者の為に生きる」ことを教える教育が「市民」をつくる教育であるとすれば、二つの目標の統一を目指すルソーは、この両者、即ち、「人間」と「市民」の統一をも目指しているのではないか、ということを描き示してきたのである。

確かに、当時の学院での教育の様に、同時に二つの目標を追求すれば、どっちつかずの人間、即ち、存在（ホンネ）と外見（タテマエ）を分離させているブルジョワが出来ただけだろう。

しかし、エミールは、「人間」としての教育を受けた後に、初めて「市民」としての教育を受ける<sup>(58)</sup>のであり、依存状態の結果としての戦争状態にある人々は、社会契約によって「市民」となった後に初めて、「人間」となるのである<sup>(59)</sup>。

従って、『エミール』に於いても『社会契約論』に於いても共に目指されていたもの、それは先に挙げた二つの目標の合致であり、それによる、ルソーが人間の内に見ていた可能性の全面的な開花（動物とさえも共有し得る自然的感情としての良心と、人間に固有な能力としての意志と理性の活動）<sup>(60)</sup>だったのである。

ただ、ルソー自身は、彼自身に於いても、また、現実の世界の中にも、こうした理想を見出すことは、出来なかった。晩年の彼の述懐はそのことを明確に示している。

「彼の抱いた観念を実現するものが少しも周りに見出せなかったので、まだ年端もいかぬ少年時代に祖国を離れ、決然として世間に身を投じ、そこでアリストテレスやリュクルゴスやアストレのような人物を探し求めました。世間はそうした人物でいっぱいだと信じていたのです。彼は心を開いて自分を迎え入れてくれると信じた人々に対して自分の心を投げ出し、求めていたものを見出し

たと信じ、そしてその迷妄から醒めるといったことに一生を費やしたのです。若い頃には、善良で純朴だけれども熱も力もない魂の持ち主達を見出しました。長ずるに及んで見出したのは、活発で聡明で繊細だけれど、偽りで表裏のある邪悪な精神の持ち主達で、この者達は自分が第一席を占めている限りは彼を愛してくれるように見えたが、彼を不快に思うようになると、たちまち彼を中傷と不幸で押しひしぐためだけに彼の信頼を利用したのです。とうとう、どのようにしてか何故かも分からずに、自分がこの時代の物笑いの種、もてあそびものになっていると分かって、公衆の憎しみの中で年老いつつ、最早人間達に何一つ期待するものがないことを悟り、かくも長いあいだ自分を欺いてきた空想から醒めるのが遅過ぎた彼は、毎日自分が実現できる空想にすっかり身を任せ、愛する欲求によっていつも苛まれてきた心を己の幻想だけで養うようになりまし。

ルソーは、彼の創作意欲の絶頂期には、彼自身が「善良（人間）でありかつ有徳（市民）でもある」エミールの様な人間になろうとしていたに違いない。それ故にこそ、彼は人類の為に、全ヨーロッパを敵にまわしてまで闘ったのである。しかし、そうした戦いは、彼の目から見ると、悲惨な敗戦に終わってしまったのである。その結果、彼に出来た唯一のこと、それは、世間の内にそうした英雄を求めることでも、自己自身が英雄になることでもなく、人類の起源である「単純で善良な」ただの「人間」に戻るだけだったのである。ここで、彼が信じていたこと、それは、彼がヴァンセンヌへの途上悟った、彼の生涯を貫く真理、即ち「人間は生まれつき善良であること、ただそういう制度（現今の諸制度）のためにのみ悪人になるのだということ」<sup>(62)</sup>だったのである。

しかし、こうした事実は、彼の提示した人間の理想を無意味なものにすることは無いだろう。理想の意味は、その実現可能性そのものとは独立なのである。

彼の理想が触発したの一つの大きな成果、それこそが、フランス革命と「人權宣言（人間及び市民の権利の宣言）」だったのだから。

## 註

(34) Jean-Jacques Rousseau - *Lettres Philosophiques*, présentés par Henri Gouhier, Librairie phisolophique J. Vrin, Paris, 1974, p.82. 「あの木の下で15分間に天恵のように閃いた無数の偉大な真理の中で、記憶のとどめ得た限りのものは、私の三つの主要な著作、つまり、あの最初の論文と不平等論と教育論の中に、ごく薄められた形で散りばめられています。この三作は分けられないもので、合わせて一つの全体を作っているのです」ただし、この三つの著作の中に『社会契約論』が数え入れられていないことから、これらの一体となった著作とは別の理想を『社会契約論』が掲げているという反論は可能である。しかし、ルソーが『エミール』と『社会契約論』を執筆していた当時の手紙は、この両者が不可分の一体を成していると明言しているのである。『エミール』がパリで公にされる四日前に、フランスでの匿名での出版を請け負おうとしていた出版業者 Duchesne に当てた手紙の中で、次の様に書いている。「『教育論』の中で何度も参照を促され、引用もされているこの著作は、「教育論」の追補として通用させるべきものであり、これら二つの著作は一緒になって完全な全体を為すものなのである。しかし、この著作は、決してフランスの為に書かれたものではないので、この国では、私は、それについて未だ一度も語ったことがない。その上、この著作はあなたの国の利害とは衝突しているので、当然のことながら、窒息させられてしまうでしょう。そして、私は、予め、もしこの著作が、パリで少しでも流布するようなことがあるとしても、それは、殆ど、その著作をもう一つの著作（※『エミール』）と一緒に出すという配慮によってでしかないでしょう。」 op.cit. Launay, p.368. (*Correspondances générales*, VII, 233-234, 23, mai 1762)

(35) O.C.III, p.126.

(36) O.C.IV, p.311.

(37) O.C.III, p.365.

(38) *ibid.* p.351.

(39) *ibid.*p.391. 『社会契約論』第二篇十一章「立法の様々な体系について」

「あらゆる体系的立法の目的であるべき、全ての人々の最大の福祉とは、正確には何から成り立っているかを追求してゆくと、我々はそれが二つの主要な目標、即ち自由と平等とに帰着することが分かるだろう。何故自由なのか。特殊なものへの依存はどのようなものであれ、全て国家という体から、それだけ力を奪うことになるから。何故平等なのか。それが無ければ自由は存続し得ないから。」

(40) O.C.IV, p.470.

(41) *ibid.* p.835.

(42) O.C.III, p.373.

- (43) *ibid.* p.373.
- (44) O.C.IV, p.599.
- (45) このことについては、本論文第七章で詳しく述べる。
- (46) O.C.IV, p.833. (47) *ibid.* p.858.
- (48) *ibid.* p.603.
- (49) ①「自己の為に生きること」と②「他者の為に生きること」という二つの目的のこと
- (50)本論文，第四章，参照。
- (51) O.C.III, p.464.
- (52) *ibid.* p.465.
- (53) *ibid.* p.465-468. (54) 第三章と註(25)参照。 (55) O.C.IV, p.699.
- (56) 政治学者マスターズの古典的研究は、この断絶を強調し、ルソーの自然賛美の思想からの政治学の自立を主張するのである。p.78.
- (57) *Du contrat social (première version)* O.C.III, p.283.
- (58) *cf.*, O.C.IV, p.833.
- (59) 『ジュネーブ草稿』 O.C.III, p.287. 「我々は、自分達の特権社会になぞらえて一般社会を考える。小さな共和国の設立が、我々に大共和国を構想させる。だから、我々は、市民であったのちに初めて、まさに人間となりはじめるのである。」
- (60) 本論文，第一章の表を参照。
- (61) O.C. I, p.819.
- (62) *op.cit.* *Lettres Philosophiques*, p.82. 「ああ、マルゼルブ様、もし私があの木の下で目にしたこと、感じたことの、せめて四分の一でも文字に書き写すことができたなら、どんなにはっきりと社会体制の一切の矛盾を示して見せたことでしょうか。人間は生まれつき善良であること、ただそういう制度の為にのみ悪人になるのだということを、どれほど単純明快に証明してみせたことでしょうか。」